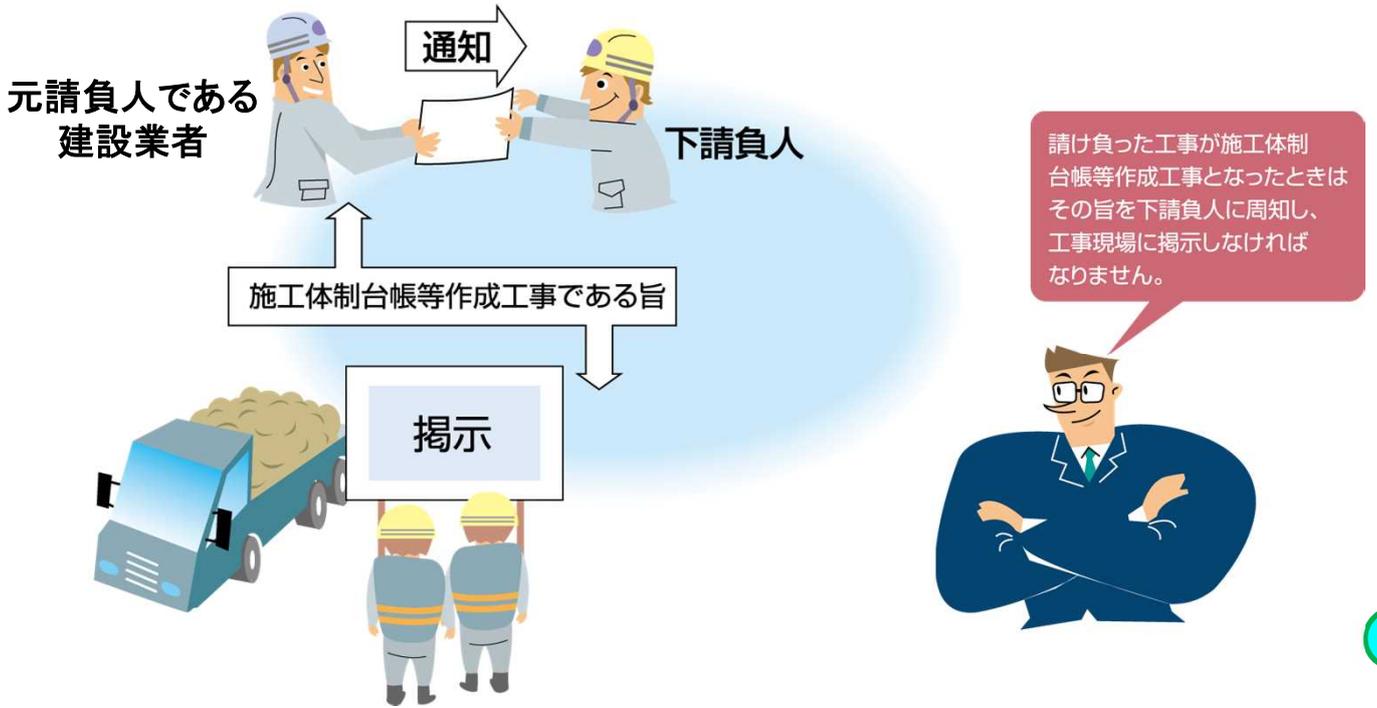


施工体制台帳等の作成義務

公共工事、民間工事問わず、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者で当該建設工事を施工するために締結した下請負契約の総額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上になるときは、施工体制台帳及び施工体系図(以下「施工体制台帳等」という。)を作成しなければなりません。(法第24条の7第1項、第4項)

	発注者	発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者	下請負人
請負契約	請負契約書を相互に交付	請負契約書を相互に交付	請負契約書を相互に交付
施工体制台帳等の作成		再下請負に関する通知 再下請負に関する掲示 施工体制台帳、施工体系図の作成	再下請負通知書の提出
施工体制台帳等の提出・掲示等	施工体制台帳等の内容の確認(公共工事のみ)	施工体制台帳(添付書類含む) ①現場内に保管 ②上記①に加え写しを発注者に提出(公共工事のみ) 施工体系図 ①工事関係者の見やすい場所に掲示 ②上記①に加え公衆の見やすい場所に掲示(公共工事のみ)	
施工体制台帳等の保管		帳簿の添付書類として、工事完了後5年間は保管が義務づけられています。	施工体系図は、営業に関する図書として、工事完了後10年間は保管が義務づけられています。



施工体制台帳等の作成義務

施工体制台帳の整備

施工体制台帳等を作成しなければならない工事

- ① 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者が当該工事に関して締結した下請金額の総額が**4,000万円(建築一式工事:6,000万円)以上**と、なる場合
及び
- ② **公共工事**発注者[※]からH27年4月1日以降に直接建設工事を請け負った建設業者が当該工事に関して**下請契約を締結した**場合

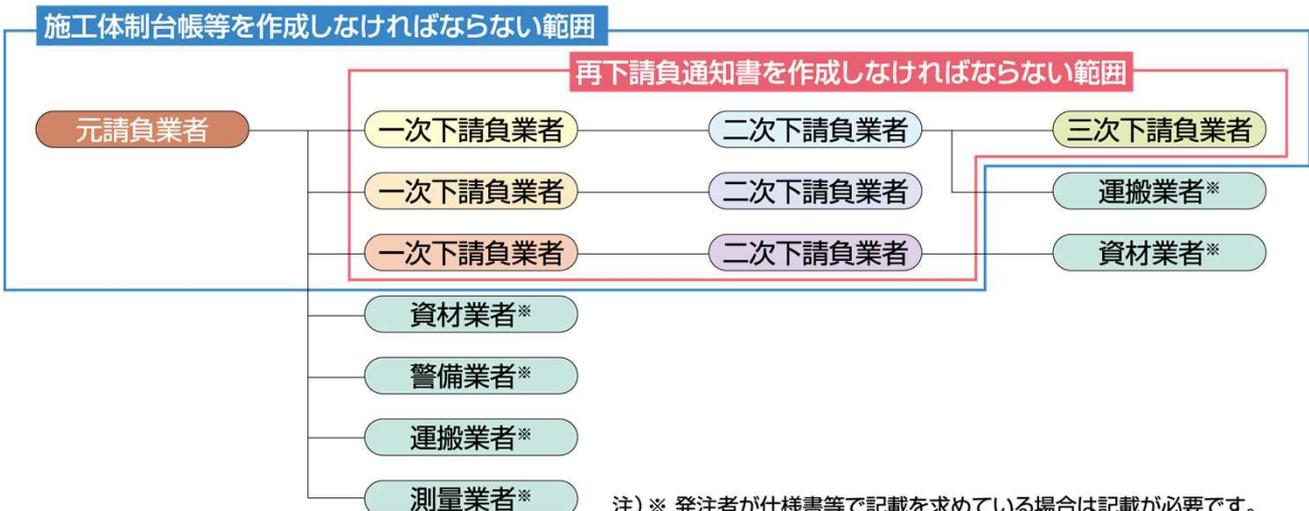


※ここでいう公共工事発注者とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「公共工事入札契約適正化法」という。)に規定する法人をいいます。

【参考】資料編 VI.公共工事入札契約適正化法に規定する特殊法人(P.40)をご確認下さい。

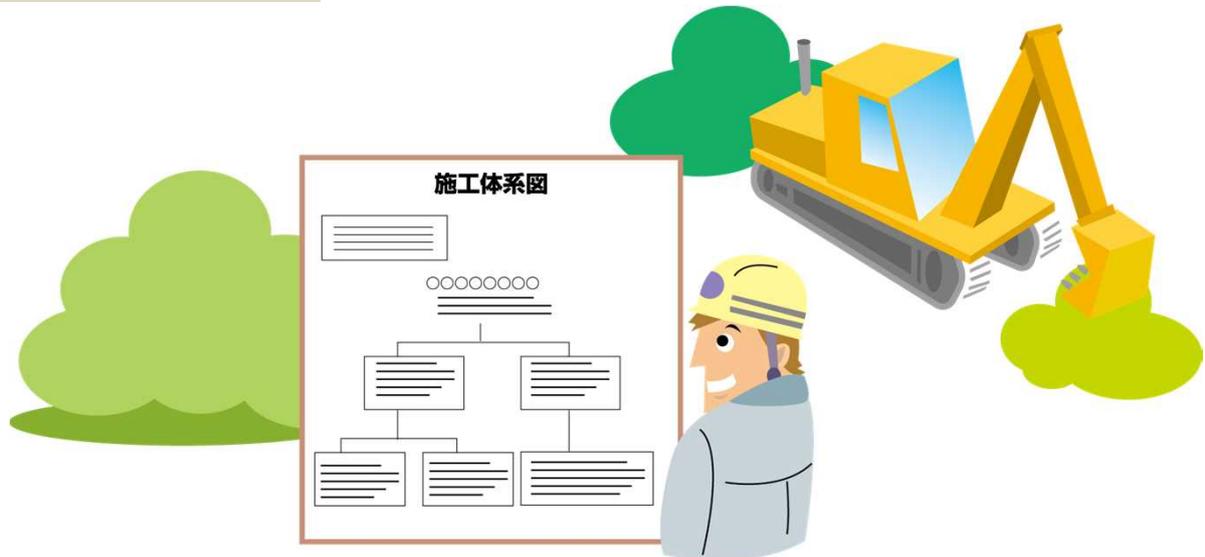
- | | |
|-------------|---|
| 誰が | ● 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者＝元請負業者 |
| いつ | ● 民間工事では 、その工事を施工するために締結した下請金額の総額が4,000万円(建築一式工事:6,000万円)以上となった時点
● 公共工事では 、その工事を施工するために下請契約を締結した時点 |
| 何を | ● 下請負人から提出された再下請通知書等に基づき施工体制台帳を整備 |
| なぜ | ● 建設工事を適正に施工するため(建設業法に義務づけられています) |
| どうする | ● 民間工事では 、発注者から請求があったときは、施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければなりません (法第24条の7第3項)
● 公共工事では 、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければなりません (公共工事入札契約適正化法第15条第1項) |
- 公共工事の受注者は、発注者から、工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けを拒んではいけません。
(公共工事入札契約適正化法第15条第3項)

施工体制台帳等の作成すべき範囲(三次下請までである場合の例)



施工体制台帳等の作成義務

施工体系図の作成



誰が

- 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者＝元請負業者

いつ

- **民間工事では**、その工事を施工するために締結した下請金額の総額が4,000万円（建築一式工事:6,000万円）以上となった時点
- **公共工事では**、その工事を施工するために下請契約を締結した時点

何を

- 当該建設工事に係る全ての建設業者名、技術者名等を記載し、工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成

なぜ

1. 下請業者も含めた全ての工事関係者が建設工事の施工体制を把握するため
2. 建設工事の施工に対する責任と工事現場における役割分担を明確にするため
3. 技術者の適正な配置の確認のため

どうする

- **民間工事では**、工事関係者が見やすい場所に掲げなければなりません
(法第24条の7第4項)
- **公共工事では**、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければなりません

(公共工事入札契約適正化法第15条第1項)

施工体制台帳等の作成義務

■再下請負通知する場合の下請業者への書面通知(例)

※元請負人は、請け負った建設工事を請け負わせた全ての下請負人に対し書面により通知しなければなりません。

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律100号)第24条の7第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業者を営むもの(建設業の許可を受けていないものを含みます。)に請け負わせたときは、

- ① 建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。
- ② 貴社が工事を請け負わせた建設業を営むものに対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号
再下請負通知書の提出場所

〇〇建設(株)
工事現場内建設ステーション/△△営業所

通知

元請負人

下請負人

■再下請負通知する旨の現場での掲示(例)

※元請負人は、当該工事現場の見やすい場所に掲げなければなりません

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を提出してください。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

〇〇建設(株)



(施行規則第14条の3)

(平成26年12月25日付 国土建198号『施工体制台帳の作成等についての改正について』)